

## 倉敷市臨時職員採用登録試験（平成31年4月以降採用分）受験案内

平成30年12月12日  
倉敷市総務部人事課

※注意 この試験は、倉敷市総務部人事課及び倉敷市教育委員会が同時に募集する下記「2 受験資格」に記載の試験とは重複して申し込むことができません。

- 受付期間 平成30年12月12日（水）～平成31年1月15日（火）  
（ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日から1月3日までを除く。）  
（郵送による場合は1月12日（土）までの消印有効）

倉敷市では、本庁・各支所等において、一般事務補助に従事する臨時職員を次のとおり募集します。  
この試験の合格者は、最終合格発表日から平成31年（2019年）9月30日までの間、臨時職員採用候補者名簿に登録され、登録期間中に臨時的任用の必要が生じ次第、随時採用されます。したがって、この試験に合格し名簿に登録されても、採用されない場合があります。

## 1 募集職種・登録予定人員等

職 種	登録予定人員	職 務 概 要
一般事務補助	10名程度	市長部局・教育委員会・水道局等で一般事務補助業務等に従事します。

## 2 受験資格

次の(1)(2)(3)のすべての要件を満たす人が、この試験を受けることができます。年齢は問いません。

- (1) 次のいずれかに該当する人
- ① 学校教育法に基づく高等学校を卒業した人、又は平成31年3月末までに卒業見込みの人
  - ② ①と同等の資格のある人
- (2) パソコンの基本操作（文書作成、表計算等）ができる人
- (3) 電話・窓口業務に対応できる人

※ 外国籍の人については、上記の受験資格に加えて次のいずれかに該当することが必要です。

- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成30年法律第71号）に定められている特別永住者

※ 次の①～③のいずれかに該当する人は、この試験に申し込むことはできません。

- ① 倉敷市総務部人事課が同時に募集している「倉敷市非常勤嘱託員採用試験」、「身体障がい者を対象とした倉敷市非常勤嘱託員採用試験」並びに倉敷市教育委員会が募集している「公民館嘱託員任用登録試験」に申し込む人
- ② 倉敷市総務部人事課が実施した倉敷市臨時職員採用登録試験において、平成30年8月23日付けの合格通知を受けて平成30年12月12日現在任用されている人
- ③ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人  
法第16条の欠格条項は次のとおりです。
  - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・倉敷市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

試験実施に関する緊急連絡がある場合は、下記のページに掲載します。

<http://www2.city.kurashiki.okayama.jp/jinji/info/emergency/>



この受験案内は全4ページです。乱丁・落丁があった場合、倉敷市総務部人事課（086-426-3141）までご連絡ください。

### 3 試験及び合格発表の日程

区 分	日 時 等	備 考
第 一 次 試 験	書 類 選 考	
第一次試験合格発表	平成31年1月24日(木)	本庁舎及び各支所の掲示場、 倉敷市ホームページ(人事課) ※合格者のみに合格通知を送付
第 二 次 試 験	平成31年2月6日(水) 受付時間：第一次試験合格通知へ記載します。 <b>(受付時間に遅れた場合は受験できません。)</b>	(受付場所) 倉敷市役所本庁舎低層棟 2階207会議室前 ※「9 第二次試験会場」を参照 <b>(注) 写真が必要</b>
第二次試験(最終)合格発表	平成31年2月下旬	本庁舎及び各支所の掲示場、 倉敷市ホームページ(人事課) ※合格者のみに合格通知を送付

(注) 第一次試験合格者については、第二次試験当日に写真(たて3.0cm×よこ2.4cm、試験日前6か月以内に撮影した脱帽・上半身のものを)を提出していただきます。写真の提出がない場合は第二次試験を受験できません。

### 4 受験申込書等の入手方法(電話、Eメールでの受験申込書等の送付請求はできません。)

インターネットで出力する場合	次のホームページアドレスにアクセスして注意事項に従い、受験案内及び受験申込書(表・裏)はA4用紙に、受験番号通知書は郵便はがきに印刷し、使用してください。 <a href="http://www.city.kurashiki.okayama.jp/jinji/">http://www.city.kurashiki.okayama.jp/jinji/</a>
直接取りに行く場合	<配布場所> 市役所本庁舎1階総合案内・4階総務部人事課、児島・玉島・水島各支所の総務課、庄・茶屋町各支所の市民係、船穂支所市民税務係、真備支所市民課、倉敷駅前連絡所、市保健所保健課
郵便で入手する場合	①の封筒に②を入れて、下記「5 受験申込の方法」の申込先へ郵送してください。人事課から、②の返信用封筒を使用して、受験申込書等を送付します。 ① <b>「申込書請求：臨時」と朱書き</b> し、差出人を明記した封筒 ② 返信用封筒(長3形くたて23.5cm×よこ12.0cm) ※82円切手を貼付し、宛て先に、差出人の住所・氏名を明記してください。

### 5 受験申込の方法

申 込 先 問 合 せ 先	倉敷市総務部人事課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 TEL(086)426-3141
提出書類	次の①②の提出が必要です。 ① <b>受験申込書</b> ② <b>受験番号通知書(はがき)</b> ※ <b>受験番号通知書(はがき)</b> は返送するため、宛名面に <b>受験者の宛て先を明記し、62円切手を貼って</b> ください(62円の料額印面がある場合、切手の貼付は不要です。)
受 付 期 間	窓口での申込の場合 <b>平成30年12月12日(水)～平成31年1月15日(火)</b> ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の12月29日から1月3日までを除く。 受付時間：8時30分～17時15分
	郵送での申込の場合 <b>平成31年1月12日(土)までの消印有効</b> 封筒(長3形くたて23.5cm×よこ12.0cm)に <b>「受験申込：臨時」と朱書き</b> してください。 ※郵送で事故が発生した場合の責任は負いません(簡易書留・特定記録等を利用することが望ましい。)
受験番号通知書の交付	提出された申込書により受験資格を審査した後、受験番号通知書を郵送により交付します。平成31年1月22日(火)までに受験番号通知書が届かない場合は、1月23日(水)の17時15分までに上記問合せ先まで連絡してください。

## ※ 申込上の注意事項

- ・受験申込書は、必ず**自書**してください。パソコン等にて記入したものは受理できませんのでご注意ください。
- ・受験申込書等の作成にあたっては、記入もれがないようご注意ください。
- ・提出された書類は返却できません。

## 6 試験の内容

科 目		内 容
第一次試験	書 類 選 考	申込時に提出する書類（受験申込書）による
第二次試験	パソコン実技試験	パソコンを使用した基本的な操作についての試験
	口 述 試 験	集団又は個別面接

## 7 採用及び任用形態等について

- (1) この試験の合格者は、成績順に臨時職員採用候補者名簿に登録されます。
- (2) 臨時職員採用候補者名簿の有効期間は、最終合格発表日から平成31年（2019年）9月30日までです。
- (3) **この試験の合格者については、臨時的任用の必要が生じ次第、平成31年4月1日以降に随時採用されます。したがって、必ずしも平成31年4月1日に採用されるとは限りませんし、合格しても採用されない場合があります。**
- (4) 任用期間は、地方公務員法第22条第5項の規定により、原則として6か月以内です。ただし、平成32年（2020年）3月31日を限度に、更新される場合があります。
- (5) 任用期間中に配属先が変わる場合があります。

※この試験以外で倉敷市臨時職員として任用されている方が、この試験に合格して新たに任用される場合、地方公務員法第22条第5項の規定により12か月を超えて継続して任用することはできませんので、任用期間を終えて離職後1か月以上を経過しなければ任用されないことがあります。

## 8 身分及び賃金等

- (1) 身 分 臨時職員
- (2) 勤務時間 原則として、8時30分～17時00分（休憩12時00分～13時00分）
- (3) 週休日等 週休日は、土曜日及び日曜日です。その他、祝日法の定める休日及び年末年始の休日があります（勤務部署によって、異なる場合があります。）。
- (4) 休 暇 年次有給休暇、特別休暇（忌引休暇）があります。
- (5) 賃 金 等 日額6,810円
  - ・所得税、社会保険料等が賃金から控除されます。
  - ・賃金の支払日は、月末締め翌月11日です。
  - ・条件に応じて通勤費相当額が別途支給されます。その他の手当、退職金の支給はありません。
  - ・昇給はありません。
- (6) 社会保険等 全国健康保険協会管掌健康保険、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。
- (7) そ の 他 地方公務員法に基づき、守秘義務や営利企業等の従事制限（兼業の禁止）等、地方公務員としての義務が課されることとなります。

## 9 第二次試験会場

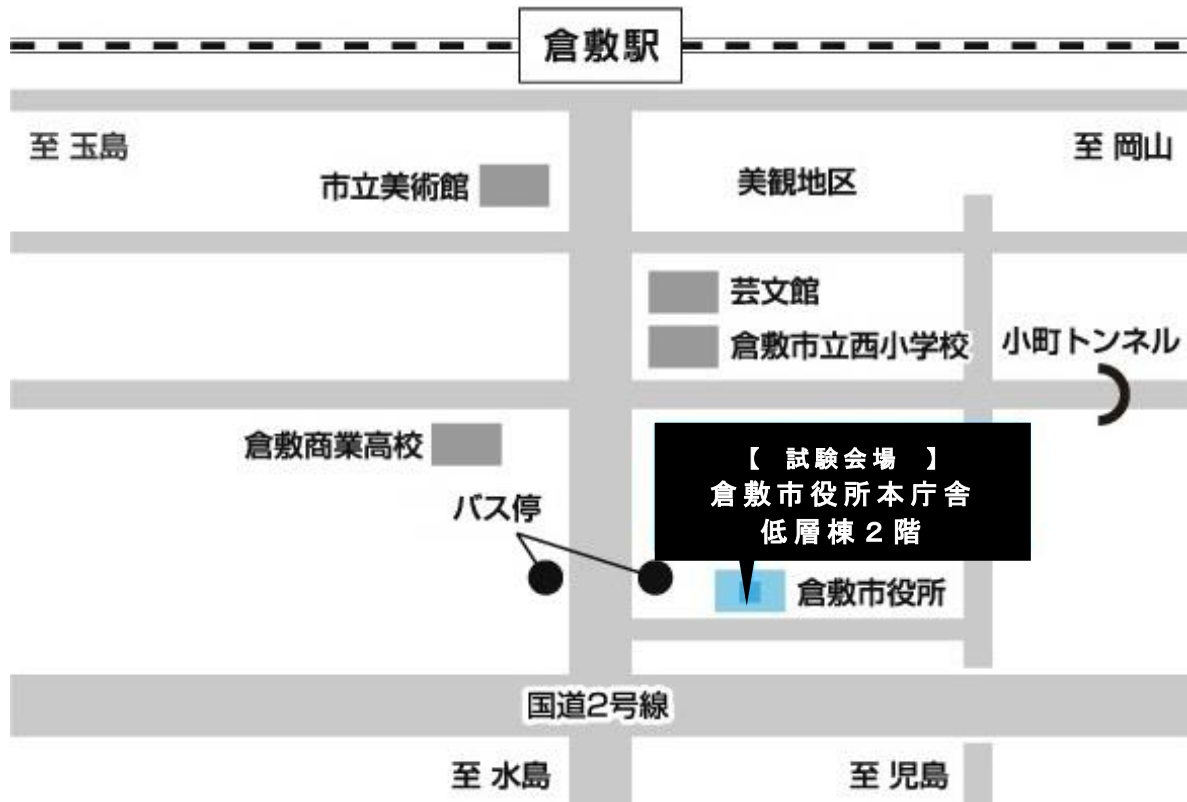
### 倉敷市役所本庁舎低層棟2階（受付は207会議室前）

（倉敷市西中新田640番地）

徒歩・・・倉敷駅から約25分

バス・・・倉敷駅前バスセンターから両備バス，下電バスで倉敷市役所前の停留所で下車  
駅からの所要時間約10分

自動車・・・下図（試験会場周辺拡大図）の受験者駐車場へ駐車（満車の場合は屋内駐車場へ）



（試験会場周辺拡大図）



※ ボウリング場等受験者駐車場以外の場所には，車を駐車しないこと。  
受験者駐車場が満車の場合は，屋内駐車場に駐車してください。